

学校番号
106

いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

金沢市立犀桜小学校

はじめに

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

このような中、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された。

さらに、同年10月11日には、法第11条第1項の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

金沢市では、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」（金沢子ども条例）を制定しており、子どもの人格を尊重し、子どもが憲法や子どもの権利条約に規定されている様々な権利を有していることを認識して、自ら考え判断し行動する力や、健やかで思いやりの心などを持つ子どもを市民みんなで育てていくことを目指してきた。

金沢市教育委員会では、いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであるとの認識の下、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底するよう指導してきた。さらに、平成18年度には関係機関との連携によるいじめの問題への対応に資する「いじめ対策サポートチーム」を、平成25年度にはいじめ等の生徒指導の諸問題について、学校への指導・助言を行う「生徒指導支援室」を設置し、学校におけるいじめの防止等の取組を支援してきた。

このたび、令和6年8月30日「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂に伴い、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの問題への対応について、さらなる充実を図るため、令和4年3月に改定した「金沢市いじめ防止基本方針」を見直すものである。

目 次

第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1)	いじめの未然防止	1
①	いじめを許さない雰囲気づくり	
②	分かる授業づくりの推進	
③	自己有用感や自己肯定感の涵養	
④	児童が自らいじめを学ぶ機会の設定	
(2)	いじめの早期発見	2
①	アンケート調査や教育相談の実施	
②	教師と児童の信頼関係の構築	
③	家庭や地域との連携	
④	教職員間の情報共有	
(3)	いじめへの対処	3
①	組織的な指導体制の確立	
②	関係機関との連携	
③	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
(4)	いじめに対する措置	4
①	いじめに係る行為が止んでいること	
②	被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	
第 2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	いじめの防止等のために実施する施策	5
(1)	いじめ問題対策チームの設置（常設）	5
①	目的	
②	構成	
③	役割	
(2)	いじめの防止等の具体的な取組	6
①	授業改善に関わる取組	
②	道徳教育や人権教育等の充実	
③	自己有用感や自己肯定感を育む取組	
④	児童会の取組	
⑤	情報モラル教育の充実	
⑥	アンケートや教育相談	
⑦	校内研修の実施	
⑧	家庭や地域との連携	
⑨	年間指導計画表	

- (3) いじめの早期発見に関する留意事項 1 1
 - ① 学校で分かるいじめ発見のポイント
 - ② 家庭で分かるいじめ発見のポイント
- (4) いじめへの対処に関する留意事項 1 4
 - ① いじめを受けている児童への対応
 - ② いじめを行っている児童への対応
 - ③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応
 - ④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応
 - ⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- 2 重大事態への対処 1 6
 - (1) 重大事態の発生と報告 1 6
 - ① 重大事態の意味
 - ② 重大事態の報告
 - (2) 学校又は教育委員会による調査 1 7
 - ① 調査の趣旨及び調査主体
 - ② 調査を行うための組織
 - ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ④ その他留意事項
 - (3) 調査結果の提供及び報告 1 9
 - ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - ② 調査結果の報告
 - (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 2 0
 - ① 再調査
 - ② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 2 1
 - 1 金沢市いじめ防止基本方針の検証と見直し 2 1
 - 2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表 2 1
 - 3 主な相談機関の案内 2 2

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（「国の基本方針」文部科学省）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

また、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われるものであることから、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という視点を持って、児童生徒の感じる被害性に着目し、積極的に対応する。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、いじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にした

分かりやすい授業づくりを行う。その際、「自分でみんなで考える金沢学習スタイル」（平成27年12月 金沢市教育委員会）及び「ICT版金沢型学習スタイル」（令和3年3月 金沢市教育委員会）を参考に、授業改善に努める。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるとともに、児童の見守り等を家庭や地域と連携しながら対応する。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、家

庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

また、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有する。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上でのメールやSNS等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるためいじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく削除が困

難である。またパスワードをかけた仲間内で発生していることがある 等
インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為を理解させる取組を情報モラル教育を通じて行うことが必要である。また、不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。

(4) いじめに対する措置

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、いじめ問題対策チームの判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ問題対策チームにおいて、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒を、日常的に注意深く観察する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

① 目的

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラーや学校医等の必要と思われる教職員や専門知識を有する者を加え構成する。また、必要に応じて学級担任や教科担任等も加わるものとする。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づけ、いじめの問題に係る情報を一人で抱え込むことなく組織的に共有し、即応できる体制を維持する。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・児童会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童、保護者等への周知
- ・PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約（情報収集・共有化）

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（事実関係の把握・組織的判断等）

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応（情報の集約と記録・共有化等）

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーや心の絆サポーターの活用 等

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応 等

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。また、「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」（平成27年12月 金沢市教育委員会）及び「自ら問い、自ら行う 金沢探究スタイル」（令和7年3月 金沢市教育委員会）を参考にし、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ・全員参観の研究授業を設定し、教職員相互で授業を参観し合う。
- ・金沢型学習スタイルに基づいて、全職員が定期的に自分の授業実践について振り返り、向上を図る。
- ・学校全体で「話し方・聞き方」について共通理解し、学習規律しっかり週間を設け指導する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実に努める。

【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。
- ・人権週間に、関連する題材（絵本、ビデオ、その他の資料等）を用いて人権に関わる授業を実施する。
- ・授業参観や学校公開等で、年間1回以上道徳の時間を公開し、保護者や地域

の方にも本校の道德教育の取り組みを広める。

③ 障害のある児童等への支援

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【取組】

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差等から、いじめが行われることのないよう外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、LGBT等について、教職員への正しい理解の促進や、学校の必要な対応について周知する。
- ・震災等により被災した児童生徒又は避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・感染症等の罹患者及び家族等への差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起きることのないよう、児童生徒に対して指導するとともに、保護者に対しても理解を求める。
- ・上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・児童会の委員会活動等を充実させる。
- ・縦割り活動を行い、学年に応じた役割を与え関わらせる。
- ・感謝のメッセージを児童同士で書き合い掲示する。

⑤ 児童会の取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・ いじめ撲滅キャッチコピーを作成する。
- ・ 小中一貫あいさつ運動を行う。
- ・ 毎月の生活目標やその取組を児童会が紹介し、より良い学校を創っていこうとする意識を全校児童に持たせる。

⑥ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネット等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・ パソコンサポーターを招き、情報モラル教育を全学年で実施する。
- ・ ネットいじめ防止講演会を開く等し、保護者と共に、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について話をする機会を設ける。

⑦ アンケートや教育相談

心の健康観察に加え、年間に複数回（学期に1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・ 原則月1回のアンケート（いじめを主眼にした選択式のもの）を実施する。
- ・ 無記名で行う「金沢市いじめアンケート」「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」を活用し、いじめの背景等の実態把握に努める。
- ・ 心の健康観察（ここタン）
- ・ Web-QU アンケートを実施するなど、好ましい人間関係づくりにつとめる。
- ・ 上記のアンケート実施後を中心に面談を行い、児童の理解につとめる。
- ・ 各種調査結果をもとに、児童理解の会を開催し、共通理解を図る。

⑧ 校内研修の実施

全ての教職員が共通認識をもって対応するため、少なくとも年に複数回、（年度当初及び1学期中に自殺予防教育を含めて実施）年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・ いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・ 各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ・ スクールカウンセラーと連携して、児童に対する指導の在り方を考える機会を定期的に設ける。

⑨ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも

公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図り、児童が健やかに成長するよう支援していく。

【取組】

- ・HP も用いて学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- ・「金沢市いじめアンケート」や「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」、Web-QU アンケート等の結果について、本市の結果と比較しながら保護者に提示する。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。

⑩ 年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④児童会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや教育相談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 Sフォーラム 1年生を迎える会 授業参観・懇談会	重点の確認 学習規律強化週間 1学期の取組の共通理解	重点項目の確認 道徳の年間指導計画表の配付	特別活動の全体計画・年間計画の確認 1年生を迎える会の充実・活動のふり回り	めあて作成	情報モラル教育 年間指導計画の確認		校内研修会(学校いじめ防止基本方針の周知)	学校いじめ防止基本方針の周知 携帯電話等の適切な利用の呼びかけ
5	遠足 運動会			運動会の充実・活動のふりかえり	いじめ撲滅キャッチコピーの作成		Web-QU		
6	授業参観 宿泊体験(6年)								
7	終業式 保護者懇談	取組の分析・改善点の明確化	道徳の時間の実施状況の確認	金沢「絆」の日 清掃活動			保護者アンケート、金沢市「携帯電話・インターネット」アンケート		保護者懇談で児童の情報交換 学童クラブとの情報交換
8		2学期の取組の共通理解						校内研修会(自殺予防)	
9	始業式 連合体育大会	学習規律強化週間							
10	遠足 マラソン記録会 犀桜・連合音楽会				前期ふりかえり		金沢市いじめアンケート		
11	宿泊体験(5年)					ネットいじめ防止講演会	Web-QU		
12	保護者懇談 終業式	取組の分析・改善点、3学期の取組の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実施状況の確認				保護者アンケート		保護者懇談で児童の情報交換
1	始業式 授業参観・懇談	学習規律強化週間						校内研修会(各種調査結果の分析)	
2	感謝の会 6年生を送る会	取組の分析・改善点の明確化	道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し	6年生を送る会の充実・活動のふりかえり		情報モラル教育の年間指導計画の見直し			各種アンケート 分析結果の提示
3	卒業式 終業式	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認	特別活動の全体計画・年間計画の見直し	後期ふりかえり		アンケートの見直し	校内研修会(次年度の取組)	
通年		生徒指導の機能を生かした授業改善 公開授業	年間指導計画に基づく道徳の時間の実施	児童会の委員会活動の充実 縦割り活動	生活目標を意識した委員会活動 あいさつ運動	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施	自校アンケート 教育相談	児童理解の会	学校だより 保護者への連絡

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休 み 時 間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その児童が配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る

清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給 食 時 間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清 掃 時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる	

<注意しなければならない児童の様子>

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
そ の 他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。

- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言いだしたりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

＜インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン＞

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(4) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・ 子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・ 頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・ いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（法第28条第1項第1号）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（法第28条第1項第2号）

○ 「相当の期間」の目安は年間30日

○ 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、国の基本方針、重大事態ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 学校又は教育委員会による調査

いじめの重大事態については、国の基本方針及び重大事態ガイドラインを踏まえ、適切に対応する。

① 調査の趣旨及び調査主体

ア 調査の主旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資する。

イ 調査主体の判断

重大事態が発生した場合、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。教育委員会の指導の下、学校が主体となって調査を行うが、以下のような場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。

- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生を防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

② 調査を行うための組織

ア 学校が調査主体となる場合

いじめ問題対策チームが調査に当たる。また、いじめ問題対策チームを母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

対策委員会を招集し、調査に当たる。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもできる。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校や教育委員会自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校又は教育委員会は、対策委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過の検証や再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

④ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒・保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する必要がある。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 金沢市いじめ防止基本方針の検証と見直し

教育委員会は、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、必要があると認められるときは、基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて適切な措置を講じる。

2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表

教育委員会は、市立小・中・高等学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

3 主な相談機関の案内

相 談 機 関	電話番号	受付時間
金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル	0120-92-8349	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ いじめ電話相談	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ 電話相談	076-243-0874	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザこども相談センター (金沢市児童相談所) ・虐待通報 ・全国共通ダイヤル(厚生労働省)	076-243-4158 076-243-8348 189	月～金 9:00～17:45 24時間受付
石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
(全国共通) 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間受付
石川県こころの健康センター(相談課) こころの相談ダイヤル	076-238-5750 076-237-2700 0570-783-780	月～金 8:30～17:15 月～金 9:00～17:00 月～金 17:00～翌日9:00 土日祝 0:00～24:00
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番(法務省) みんなの人権110番 (インターネット人権相談窓口) ※SOSミニレター(無料) eメール	0120-007-110 0570-003-110 (メール相談可)	月～金 8:30～17:15 月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室 (金沢法務少年センター)	076-222-4542	月～金 9:00～17:00

石川県警少年サポートセンター いじめ１１０番 ヤングテレホン	0120-61-7867 0120-497-556	24時間受付 月～金 9:00～17:45
金沢こころの電話	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 【祝・振替】 月～水 9:00～21:00 木～土 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	毎 日 16:00～21:00